

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成26年4月17日

鳥取県知事 平井伸治

災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和40年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定による従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態と	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定による従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態と

なったときは、県は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

なったときは、県は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。